

No.	質問	回答
1	国や市町の補助金との併用は可能ですか。	併用しようとしている補助金等によって対応が異なりますので、国又は市町村の事業担当窓口に事前にお問い合わせください。国の補助金については、補助対象の範囲が重なる場合は併用できません。
2	複数の事業所に設置できますか。	1 補助事業者あたり 1 事業所（建物）が補助対象となります。（複数の事業所への設置は不可） また、同一年度内、一回のみの申請となります。 例えば、令和 7 年度に A 事業所（建物）で太陽光発電設備と高効率照明機器の補助金の交付を受けた場合においても、令和 8 年度以降、B 事業所（建物）で太陽光発電設備と高効率照明機器の申請ができるようになります。 なお、補助事業者の単位は、法人単位、個人事業者単位とします。
3	賃貸物件も対象になりますか。	申請者と建物の所有者が異なる場合は、所有者の承諾を受けることで補助対象とすることができます。
4	省エネルギー設備（高効率空調機器、高効率照明機器）を新たに導入する場合は対象になりますか。	省エネルギー設備は、既存設備に代えて導入する設備で既存設備と同一の目的で使用されるものを対象としていることから、新たに導入する場合は対象外となります。
5	「従来の空調機器等に対して、30%以上の省CO2 効果」はどのように算出したらよいですか。	設備ごとに既存の設備と比較し、算出してください。（全体ではなく、機器ごとで算出） 例えば、空調設備を 2 台更新し、空調設備 A は 40% 省 CO ₂ 、空調設備 B は 20% 省 CO ₂ 、全体で 30% の省 CO ₂ 効果となる場合、設備 1 台ごとで比較するため 30% 以上の省 CO ₂ 効果が得られない空調設備 B は補助対象外となります。 なお、算出に当たっては、「CO ₂ 削減効果計算書」をご活用ください。
6	賃貸集合住宅は対象になりますか。	賃貸物件において、事業者ではない入居者等が占有する設備は補助対象外となります。
7	県に申請書を提出してから交付決定されるまでどれぐらいかかりますか。	申請書類が県に到達した日の翌日から起算して概ね 1 ヶ月以内を目途に交付決定を行います。ただし、申請書類に不備不足がある場合は、この限りではありません。
8	事業着手とはどの段階を指しますか。	事業着手とは、相手方との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早い方を指します。 また、省エネ設備の工事着工日は、既存設備を撤去するなどの工事が開始される日をいいます。太陽光発電設備の工事着工日は、太陽電池モジュールの架台や、パワーコンディショナーへの配線工事などの関連工事が開始される日をいいます。 なお、契約を担保するような仮契約や預り金・手付金の支払い、契約を前提とした系統連系申込み等についても事業着手（契約締結行為）とみなします。
9	新築の事務所に太陽光発電設備を設置する場合は対象になりますか。	交付決定前に太陽発電設備設置工事も含めて建築工事契約されている場合は対象外となります。なお、交付決定前に建築本体工事の事業着手し、交付決定後に太陽光発電設置工事を別途契約した場合においては対象となります。
10	個人事業主の場合、交付申請書の住所は、自宅住所と店舗住所、どちらを記載すればよいですか。	個人事業主の場合、交付申請書の住所欄は、納税地としている住所地又は事業所の所在地を記載してください。
11	店舗兼住宅に設置する場合の取扱いはどうなりますか。	原則、事業者での申請となります。
12	何をもって事業の完了となりますか。	設備の引き渡し、設置事業者への支払いをもって事業の完了となります。
13	ローンやクレジットによる支払いの場合も対象となりますか。	原則、実績報告時までには支払いを完了しておく必要があります。ただし、初めから設備が申請者の所有となる場合に限り、ローンやクレジットによる支払いも補助対象として認めます。

No.	質問	回答
14	太陽光発電設備の増設は対象となりますか。	増設は対象外です。
15	温室効果ガス排出量算定及び削減目標（別紙2）は設備を導入する事務所以外の施設も含めて報告する必要がありますか。	設備の導入する事業所以外も含めた全体の排出量を算定・削減目標の設定をしていただくことが望ましいですが、事業所が多数あり算定等が困難な場合は設備を導入する事業所のみで構いません。
16	（別紙2）の削減目標はどのように設定したらいいですか。	「削減目標の設定方法について」をご参照ください。
17	自社で算定ツールを使用している場合（別紙2）の温室効果ガス排出量算定の記載を省略していいですか。	算定ツールを使用されている場合においても（別紙2）の温室効果ガス排出量算定に転記し、提出してください。
18	余剰電力を売電することはできますか。	太陽光発電設備を導入する事業所において当設備で発電する電力量の50%以上を自家消費する必要があります。その上で、余剰電力が生じる場合に、自家消費割合が50%未満にならない範囲で売電等を行うことは可能です。ただし、再エネ特措法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得したものは補助の対象外となります。
19	設置できる太陽光パネルに上限はありますか。	具体的な上限はありませんが、自家消費を目的とした太陽光パネルの設置が対象となるため、自家消費の範囲内（電力使用量≧発電見込み量）で交付決定させていただく場合があります。